

三笠市人事行政運営等の状況

三笠市人事行政の運営等状況公表条例に基づき、市職員の採用・退職、職員数、給与などの状況についてお知らせします。

【問合せ】総務課職員係 ☎②3184

(3) 空知旧産炭地各市との比較

区分	人口千人に対する職員数	区分	人口千人に対する職員数
三笠市	18.1人	B市	18.8人
A市	21.1人	C市	25.8人

※職員数に医療職は含んでいません。

(4) 職員数の削減の取り組み

職員数は行財政改革の取り組みの一つとして、人件費抑制のため「定員適正化計画」を策定し職員数の削減に取り組んでいます。

① 定員適正化計画の目標

定員適正化計画の対象は、医療職を除く全職員で、前回の計画(平成12年度から21年度まで)で88人の削減を行いました。平成22年度からの計画に基づき退職者の不補充により、平成26年度までの5年間でさらに12人の削減を計画しています。

② 定員適正化計画の内容(医療職及び教育公務員除く)

区分	実績(人)			
	減員	増員	増減	職員数
22年度(計画年)	12	8	△4	178
23年度(2年目)	9	7	△2	176
24年度(3年目)	15	14	△1	175
25年度(4年目)	5	3	△2	173
26年度(5年目)	5	2	△3	170
計	46	34	△12	—

3 人件費

人件費には、職員の給与のほか、退職手当組合負担金、共済費(民間の社会保険料に相当するもの)、市長や議員などの特別職の給料、報酬も含んでいます。

(1) 平成23年度普通会計の決算

区分	歳出額A(千円)	人件費B(千円)	人件費の割合23年度(B/A)
三笠市	9,590,100	1,271,783	13.3%

※普通会計とは、自治体間での財政比較などを行うために用いられる会計区分で、本市では一般会計と育英会計を合計したものです。

(2) 歳出総額に占める人件費割合の空知旧産炭地各市との比較(23年度)

区分	人件費の割合	区分	人件費の割合
三笠市	13.3%	B市	21.3%
A市	14.8%	C市	19.5%

1 職員の採用と退職(平成24年4月1日現在)

区分	採用者数(人)	退職者数(人)		現在の職員数
		定年退職	自己都合等退職	
一般職	13	8	6	143
消防職	1	1	0	32
教育職	6	0	0	8
医療職	8	3	3	124
計	28	12	9	307

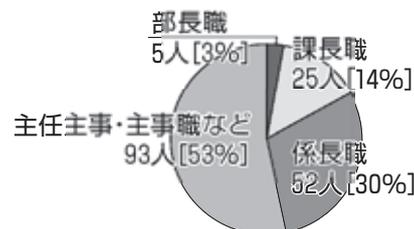
2 職員数

(1) 部門別(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		前年比較
		24年度	23年度	
一般行政部門	議 会	3	3	0
	総 務	36	35	1
	税 務	7	8	△1
	民 生	18	23	△5
	衛 生	8	8	0
	労 働	1	1	0
	農 林 水 産	6	6	0
	商 工	4	4	0
	土 木	13	13	0
	小 計	96	101	△5
特別行政部門	教 育	28	20	8
	消 防	32	32	0
	小 計	60	52	8
公営企業等会計部門	病 院	132 (124)	130 (122)	2 (2)
	水 道	4	4	0
	下 水 道	3	3	0
	国民健康保険	5	5	0
	介 護 保 険	7	5	2
	小 計	151 (124)	147 (122)	4 (2)
	合 計	307 (124)	300 (122)	7 (2)

※下段()内は、医療職職員数

(2) 職階別[教育・医療職員を除く](平成24年4月1日現在)



(2)退職手当

退職手当は、退職時の給料月額に退職理由と勤続年数に応じて、国家公務員と同じ支給月数で北海道市町村職員退職手当組合から支給されます。市から退職手当を支給しない代わりに、この退職手当組合に対し、職員の給料月額に応じた負担金を支出しています。

勤続年数	自己都合退職		定年退職	
	支給月数	退職手当額(円)	支給月数	退職手当額(円)
20年	23.5	7,917,150	30.55	10,292,295
25年	33.5	11,765,200	41.34	14,518,608
35年	47.5	17,760,250	59.28	22,164,792

※退職手当額は、標準的な給料に基づき算出しています。

(3)特殊勤務手当

特殊勤務手当は、危険な業務や通常業務以外の業務など特殊な業務に従事する職員に支給しています。行財政改革により平成10年度から手当の廃止を進めてきた結果、現在支給している手当は13種類となっています。

《10年度からの状況》

- ▶一般職 … 16種類 ⇒ 0種類
- ▶消防職 … 2種類 ⇒ 2種類
- ▶医療職 … 15種類 ⇒ 11種類

(4)時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給しています。業務の見直しなどにより手当の抑制に努めています。

(5)管理職手当

管理職手当は、管理または監督の地位にある部長職・課長職に対し支給し、支給月額は、部長職は31,200円、課長職は21,100円となっています。なお、管理職には、時間外勤務手当は支給していません。

(6)扶養手当

扶養手当は民間の家族手当に相当する手当です。

区分	配偶者を扶養している職員	配偶者のいない職員	配偶者が扶養親族となっていない職員
配偶者	13,000円	—	—
1人目の扶養親族	6,500円	11,000円	6,500円
2人目以降の扶養親族	6,500円		
特定扶養加算(1人につき)	5,000円		

※特定扶養加算は、満15歳(翌年度初め)から満22歳(年度末)の子がいる職員に加算しています。

(7)住居手当・通勤手当

住居手当は、居住するために借家を借り受けるか、持ち家を新築または購入した職員に支給し、通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給しています。

4 職員給与費

職員に支給される給与は、その職務と責任に応じた給料と生活の状況に応じた扶養手当、住居手当などの諸手当から構成されています。これらの給与は、国や他の地方公共団体、その他の事情を考慮して条例で定められ、その予算・決算は議会で審議されています。

**平成24年度の普通会計当初予算職員の給与費
(退職手当組合負担金を除く)**

職員数 A		160人
給与費	給料	604,683千円
	職員手当	105,534千円
	期末・勤勉手当	203,963千円
	計 B	914,180千円
一人当たりの給与費(給料+諸手当) B/A		5,714千円 ※1

- ※1. おおむね、大卒41歳、高卒42歳の職員給与費に相当。
- ※2. 給料は、平成22年4月から3~4%削減しています。

5 初任給、平均給料月額、ラスパイレス指数

(1)一般行政職の初任給

学校卒業後、直ちに採用となった場合の初任給

大学卒	短大卒	高校卒
167,034円	148,216円	135,897円

※平成22年4月から3%削減しています。

(2)職員の平均給料月額および平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,400円	42.4歳
技能労務職	327,700円	58.8歳

※一般行政職の職員とは、消防職員、保育士、保健師、水道職員、医療職員(医師、看護師など)、教育職員、技能労務職員(自動車運転手など)以外の職員です。

(3)ラスパイレス指数

区分	23年度	24年度
三笠市	94.8	95.3
全国市平均	98.8	98.8
全道市平均	95.2	94.3

※ラスパイレス指数とは、国の給与水準を100とした場合の給与水準で、全道市平均は札幌市を除く指数です。

6 職員手当(平成24年10月1日現在)

(1)期末・勤勉手当

民間の賞与に相当する期末勤勉手当は、年2回に分けて支給しています。

支給期	期末手当	勤勉手当	計	平均支給額
6月期	1.225月	0.675月	1.900月	642,960円
12月期	1.375月	0.675月	2.050月	693,720円
計	2.600月	1.350月	3.950月	1,336,680円

※平均支給額は、一般行政職の平均給料月額を支給されている者が配偶者と子供2人の場合で算出しています。

10 職員研修

職員の能力と資質向上を図るため、次の職員研修などを平成23年度に実施しました。

実施研修・講習名	参加数(人)
新採用職員研修	6
一般研修	1
専門実務研修	13
能力開発研修	4

※人事担当課が担当する以外に実施した研修は除いています。

11 福祉

職員の健康を守るため次の健診を実施しました。

区分	内容
定期健康診断	全職員を対象にし、労働安全衛生法に基づき必要な健診を実施 【平成23年度受診者数】 35人(市立病院の職員は別途対応)
総合健診(人間ドック)	疾病の早期発見や早期治療を目的として30歳以上(隔年実施)または40歳以上の職員を対象に北海道市町村職員共済組合と共同で健診を実施 【平成23年度受診者数】 61人(市立病院の職員は別途対応)

12 公平委員会

公平委員会では、職員から勤務条件に関する措置の要求や分限、懲戒などの処分を受けた場合の不服申し立てがあった場合に、任命権者の人事権が適正に行使されるよう助言や審査などを行うほか、人事管理に関する苦情の相談を行っています。平成23年度については、事案がありませんでした。

13 特別職と議員の給与など(平成24年10月1日現在)

(1) 給料・報酬月額

市長などの特別職は、財政健全化施策の一環として平成16年度から18年度まで市長15%、副市長10%、教育長7%の減額措置を行ってきました。市財政の健全化が急務であるとの考えから、平成19年7月から25年3月まで引き続き給料の減額を行うこととし、次のとおり支給しています。

区分	給料月額	区分	報酬月額
市長	705,500円	議長	340,000円
副市長	607,500円	副議長	295,000円
教育長	534,750円	議員	270,000円

(2) 手当

区分	支給内容
期末手当	6月期1.90月 12月期2.05月 計3.95月
寒冷地手当	特別職には一般職に準じて支給(議員には支給されません)

区分		手当額(月額)
住居手当	借家	3,000円を超える家賃の額に応じて支給(上限27,000円)
	持ち家	5,200円(新築・購入後5年間は6,700円)
通勤手当	バス利用者	バスの定期券または回数券代相当額
	自家用車利用者	通勤距離に応じて2,000円から24,500円まで

(8) 寒冷地手当

民間の燃料手当に相当する寒冷地手当は、職員の世帯区分と扶養親族の数に応じて支給しています。

区分	手当額
世帯主で扶養親族のいる職員	116,800円
世帯主で扶養親族のいない職員	65,300円
その他の職員	44,000円

14 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	45分

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲の残日数を繰り越して取得できることとしています。平成23年1月1日から12月31日までの医療職を除く職員1人当たりの有給休暇取得日数は、平均で4日となっています。

15 職員の処分

(1) 分限処分

分限処分制度とは、職員が病気などの理由によって職務を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反し、降任や休職、免職を行う処分です。平成23年度の分限処分は、休職者5人(心身の故障による長期休養)となっています。

(2) 懲戒処分

懲戒処分制度とは、職員の義務違反に対する制裁として行う処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としており、処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。平成23年度の懲戒処分の件数は3件で、戒告が1件、減給が2件となっています。

16 服 務

地方公務員は、営利企業などに従事することが原則として制限されていますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合は、許可できることとなっています。平成23年度の申請および許可は、1件となっています。

※職員が業務として会社などの役員を兼任している件数は除きます。